

## IAEA協力プロジェクトサマリーワークショップの結果（概要）

### 【福島県版】

#### 1 除染セッション

##### ○ 福島における環境回復 [FCP1]

- ・ 河川水中の放射性セシウム濃度は、原子力発電所事故から10年以上経過した現在も低下し続けていることが観測されました。
- ・ 帰還困難区域を除き、福島県内の面的除染は2018年3月までに終了し、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入は2022年3月までに概ね完了しました。
- ・ 帰還困難区域の避難式解除と、除去土壌等の県外最終処分が確実に実施されるよう、引き続き国に求めています。

##### ○ モニタリングに基づく放射性セシウムの動態が水圏に与える影響の評価 [FIP1]

- ・ 河川水中の放射性セシウムの主な供給源は森林土壌であるが、降雨時には河川敷土壌や河床堆積物の影響もあることが推定されました。取り巻く環境の変化が及ぼす影響について、引き続き注視します。
- ・ 計算モデルの条件設定を行い、河川水中の放射性セシウムの動態を計算し、実測値と一致した結果を得ました。今後、洪水時などの将来予測に活用を図ります。

##### ○ 陸水域における持続可能な放射性物質対策 [FIP3]

- ・ 河川敷での除染手法を検討し実際に適用した結果、空間線量率は半減しました。また、その後5年間は空間線量率の上昇は認められませんでした。河川敷の除染の必要性を検討する上では、除染の有効性、経費及び河川敷の利用状況も考慮する必要があります。

#### 2 廃棄物セッション

##### ○ 除染活動から生じた放射性廃棄物の管理 [FCP2]

- ・ 市町村が管理する除去土壌等仮置場の円滑な設置、適正な維持管理、保管物の安全な搬出及びその後の原状回復に資するため、仮置場等技術指針を策定・改訂しました。引き続き、本指針を活用し、仮置場の原状回復工事及び返地を支援していきます。
- ・ 除去土壌等の仮置場の安全性評価を実施しました。

##### ○ 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の検討 [FIP5]

- ・ 焼却灰の取扱に関して、ゼオライト等を用いた放射性セシウムの難溶化手法の有効性を示しました。現在実施している埋立処分場における放射性セシウムの長期管理及び処分場廃止後の漏出対策について引き続き検討します。

#### 3 モニタリングセッション

##### ○ 森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策及び放射線モニタリングに関する支援 [FCP3]

- ・ 空間線量率調査の結果、概ね物理学的減衰に沿って低減していることを確認しました。森林モニタリング調査を長期的に継続していくため、科学的データとして適切な範囲での調査頻度や優先順位を見直す必要があります。

- ・ 一部の自治体においては、出荷・摂取制限がかかっている野生きのこがあるため、適切な情報発信が必要です。
- ・ 内水面魚類の放射性セシウム濃度の低下は海産魚介類と比べて緩やかであり、一部地域では未だに基準値を超える検体が確認されており、出荷・遊漁を再開できていません。県内エリアごとに抱える課題やその対策は異なっており、漁協経営を踏まえた包括的な取組が必要です。
- **野生動物における放射性物質の動態調査 [F I P 2]**
  - ・ 野生鳥獣の肉に係る摂取・出荷制限については、一部解除を目指すためにモニタリングデータを踏まえて、制限解除要件の緩和について、引き続き国に働きかけていきます。
  - ・ 野生鳥獣の肉に含まれる放射性セシウム濃度は、動物種や地域により蓄積や低下の傾向が異なることが分かりました。摂取・出荷制限の解除に向けて、特に基準値(100Bq/kg)を超える個体がほとんどいない会津地方の調査の強化を検討します。
- **GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の開発 [F I P 4]**
  - ・ 2015年度までに歩行サーベイでの空間線量率測定が可能になり、2016年度から県内市町村等の求めに応じて歩行サーベイの実施等を行ってきました。引き続き、市町村等の要望を伺いながら活用していきます。

#### 4 情報発信セッション

- **環境放射線モニタリング結果の公表-福島県の放射線のいまをお伝えします-**
  - ・ 環境放射線モニタリングの結果を「福島県環境放射能測定マップ」や広報誌「ふくモニ」等を通じて発信しています。
- **仮置場の安全性評価に係る報告書**
  - ・ 仮置場の安全性評価の結果を報告書として公開しました。
- **福島県の復興に関する情報発信「ふくしま復興ステーション」**
  - ・ 福島県の復興情報を発信するポータルサイト「ふくしま復興ステーション」について、外部専門家を交えた事例研究や、アクセス解析により今後の効果的な情報発信に関する知見を得ることができました。
- **野生鳥獣の摂取・出荷制限にかかる情報発信（狩猟者等向けパンフ）**
  - ・ 野生鳥獣の摂取・出荷制限についての狩猟者の理解を促進するため、パンフレットを作成し、配布しました。
- **野生きのこの摂取・出荷制限に関する情報発信**
  - ・ 野生きのこの摂取・出荷制限に関する情報を出荷者・消費者へ効果的に発信するためのパンフレットを作成しました。引き続き、野生きのこの出荷制限品目の販売事案の防止に努めます。

以上